

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 1 月 7 日（火）第 69 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|---------------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定予定の通知（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○山川地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧 | （漁港漁場課取扱い） | 3 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了（2件） | （農地整備課取扱い） | 3 |
| ○都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更案の縦覧 | （都市計画課取扱い） | 3 |
| ○都市計画臨港地区の変更案の縦覧 | （都市計画課取扱い） | 3 |

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---|--------------|---|
| ○警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定による鹿児島県公安委員会が認める交通誘導警備業務の一部改正 | （生活安全企画課取扱い） | 4 |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 5 |

告 示

鹿児島県告示第1号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和2年1月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市上高隈町4146番2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第2号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和2年1月7日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市輝北町上百引字上高首5022番3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第 3 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 1 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡大和村大字大榎字川内甲855番1，字大川内甲897番1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第 4 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 1 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年7月19日農林水産省告示第1209号（三に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第 5 号

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 17 条第 10 項の規定により山川地区特定漁港漁場整備事業計画（平成 28 年 6 月 10 日鹿児島県公報第 3219 号登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

令和 2 年 1 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧期間

令和 2 年 1 月 7 日から同月 27 日まで

2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課並びに指宿市役所商工水産課

鹿児島県告示第 6 号

土地改良事業県営用排水施設整備（用排水施設）（農業用排水施設整備）水車地区の工事は、平成 30 年 2 月 9 日に完了した。

令和 2 年 1 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第 7 号

土地改良事業県営農業水利施設保全合理化（農業用排水施設整備）多々良石地区の工事は、平成 31 年 3 月 25 日に完了した。

令和 2 年 1 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第 8 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和 2 年 1 月 7 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 都市計画の種類

阿久根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

阿久根都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び北薩地域振興局建設部建設総務課並びに阿久根市都市建設課

4 縦覧期間及び時間

令和 2 年 1 月 7 日から同月 21 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

鹿児島県告示第 9 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日

までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

令和2年1月7日

鹿児島県知事 三反園訓

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 名瀬都市計画臨港地区
(2) 名称 名瀬港臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

奄美市名瀬塩浜町の一部

追加する部分

奄美市名瀬矢之脇町の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び大島支庁建設部建設課並びに奄美市建設部都市整備課

4 縦覧期間及び時間

令和2年1月7日から同月21日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第1号

平成18年11月28日鹿児島県公安委員会告示第112号（警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定による鹿児島県公安委員会が認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和2年7月1日から施行する。ただし、件名及び本文の改正規定は、同年1月7日から施行する。

令和2年1月7日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

件名及び本文中「5の項」を「6の項」に改める。

表を次のように改める。

路 線 名	区 間
1 一般国道3号	鹿児島県の全域
2 一般国道10号	鹿児島県の全域
3 一般国道58号	鹿児島県の全域
4 一般国道220号	鹿児島県の全域
5 一般国道223号	鹿児島県の全域
6 一般国道225号	全域
7 一般国道226号	全域
8 一般国道267号	鹿児島県の全域
9 一般国道268号	鹿児島県の全域
10 一般国道269号	鹿児島県の全域
11 一般国道270号	全域
12 一般国道328号	全域
13 一般国道504号	全域
14 県道永吉入佐鹿児島線	鹿児島市の全域
15 県道栗野加治木線	全域
16 県道国分霧島線	全域
17 県道鹿屋吾平佐多線	全域
18 県道鹿児島加世田線	全域
19 県道鹿児島蒲生線	全域
20 県道鹿児島吉田線	全域
21 県道鹿児島東市来線	全域

22 県道川内加治木線	全域
23 県道指宿鹿児島インター線	全域
24 県道郡元鹿児島港線	全域
25 県道玉取迫鹿児島港線	全域
26 臨港道路鹿児島港谷山二区中央線	全域

鹿児島県公安委員会告示第 2 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 1 月 7 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P Aデカチリラッシュ A E	株式会社メーシー	9P1494
ぱちんこ遊技機	P デジハネあのはな G S C	株式会社銀座	9P1678
回胴式遊技機	S みうスロ M 1	岡崎産業株式会社	9S0093
回胴式遊技機	S / 甲賀忍法帖 / L L	株式会社ミズホ	9S1461
回胴式遊技機	S キングオブジャック J 1	ベルコ株式会社	9S1478